

# 事前登録手続について

大阪高等検察庁

## 1 事前登録対象者等

当庁の記者会見等に参加するためには事前登録を必要とします。

この登録は、下記(1)ないし(6)の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は(7)、(8)に該当する記者において行うことができます。

- (1) 日本新聞協会会員社
- (2) 日本専門新聞協会会員社
- (3) 日本地方新聞協会会員社
- (4) 日本民間放送連盟会員社
- (5) 日本雑誌協会会員社
- (6) 日本インターネット報道協会会員社
- (7) 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- (8) 以上のほか、(1)ないし(7)に該当しない記者で、上記(1)ないし(6)の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 2 申請方法

- (1) 新規（更新を含む。）に申請する記者の方（既に他の検察庁へ登録されている記者の方は除きます。）

申請者は以下の書類の全てを郵送にて、大阪高等検察庁企画調査課宛てに提出してください。

ア 登録申請書 [【登録申請書】（PDF形式・132 KB）](#)

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証、社員証等の写し、上記1(7)に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同(8)に該当する記者については、身分(氏名及び生年月日)を証明できるものの写し(いずれもカラーコピーをお願いします。)

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5cm × 3cm)1枚を添付してください。

ウ 同(7)に該当する記者については、下記(ア)に掲げるもの、同(8)に該当する記者については、下記(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等(少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上)の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

[【証明書ひな形】\(PDF形式・32KB\)](#)

(2) 既に他の検察庁へ登録されている(申請中を含む。)記者の方

下記ア、イの書類を郵送にて、大阪高等検察庁企画調査課宛てに提出してください。

ア 登録申請書 [【登録申請書】\(PDF形式・132KB\)](#)

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証、社員証等の写し、上記1(7)に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同(8)に該当する記者については、身分(氏名及び生年月日)を証明できるものの写し(いずれもカラーコピーをお願いします。)

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5cm × 3cm)1枚を添付してください。

ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求めますので、御承知をお願いします。

エ なお、検察庁へ申請書を提出せず、記者クラブへ申請(又は申込)をした記者は、上記(1)のとおり申請してください。

(3) 事前登録の申請は、随時受け付けています。

なお、登録の有効期限は、翌年3月31日までとします。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、後日、文書、メール等でその旨をお知らせします。

4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、事前に開催日時・場所を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1(7)又は(8)に該当する記者については、当該各記者宛てに、原則としてメールでお知らせする予定です。

については、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレスを、同(7)又は(8)に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレスを登録していただく必要があります。その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

5 登録の更洗手続について

当庁において登録された記者の方については、毎年3月ころに登録の更洗手続が必要となります。

更洗手続の詳細につきましては、おって、ご連絡します。

6 登録申請書郵送及び問合せ先

〒553-8511 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪高等検察庁企画調査課 宛て

電話 06-4796-2100 内線2106

(メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。)

以 上